

7 必要書類(交付申請・実績報告)

●交付申請

①高松市新市場販路開拓事業補助金交付申請書(様式第1号)
②事業実施計画書(様式第2号)
③支出予算書(様式第3号)
④誓約書(様式第4号)
⑤本市の市税に係る滞納無証明書
⑥発行後3月以内の履歴事項全部証明書(申請者が法人の場合に限る。)(※)添付省略可
⑦発行後3月以内の住民票の写し(申請者が個人の場合に限る。)
⑧直近の確定申告書等の写し(申請者が個人の場合に限る。) ※第一表・第二表に加えて、白色申告の場合は収支内訳書(1・2面)、青色申告の場合は所得税 青色申告決算書(1~4面)を提出してください。 ※電子申告の場合、e-Tax から「メール詳細(受信通知)」を印刷したのもも添付してください。
⑨直近1期分の貸借対照表及び損益計算書等(申請者が法人の場合に限る。)
⑩出展する見本市等の開催概要や出展料金等が記載された資料等
⑪申請者の事業実績を示す書類(会社案内や自社ホームページの事業紹介ページの写し 等)
⑫補助対象経費の見積書の写し又は当該見積りの額を確認することのできる書類
⑬出展申込書の写し及び出展に係る経費を支払ったことを確認することのできる書類(既 に見本市等への出展申込みが完了している場合に限る。)
⑭その他市長が必要と認める書類

(※)⑥は、①交付申請書の同意欄にチェックを記入いただくことで、添付を省略することができます。

留意事項

- ・各様式の記入に当たっては、市ホームページに掲載している記入例を参照してください。
- ・補助対象経費に旅費を含む場合は、社内の旅費規定の写しを提出してください(規定がある場合に限る。)
- ・外貨での見積書類がある場合、Q&A を参照の上、日本円に換算して計上し、計算に用いた為替レートが確認できる資料を添付してください。
- ・オンライン枠において、補助対象経費(広告宣伝費)に動画作成に係る経費が含まれる場合、動画の仕様(絵コンテやシナリオ、尺等)が分かる資料を添付してください。
- ・提出書類に外国語文表記のものがある場合は、和訳文も提出してください。

●実績報告

①高松市新市場販路開拓事業補助金実績報告書(様式第10号)
②事業実績書(様式第11号)
③支出決算書(様式第12号)
④補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類の写し
⑤出展申込書の写し(交付申請時に既に提出している場合を除く。)
⑥その他市長が必要と認める書類

留意事項

- ・④については、請求書のほか、「補助金の手引(共通事項)」P5 を参照して提出してください。
- ・補助対象経費を充てた製作物(パンフレット・チラシ・ポスター・動画等)がある場合、その内容が確認できる書類を提出してください。また、パンフレット・チラシ・ポスターについては、受払簿の写しを提出してください。未使用残存分がある場合は、補助対象経費から当該残存分に係る金額を控除してください。
- ・補助対象経費に交通費を含む場合、航空券の半券又は搭乗証明書、利用日・利用区間・支払額が確認できる領収書類、旅費を旅行者が立て替えた場合には、会社から旅行者へ精算をしたことが確認できる書類の提出が必要です。
- ・提出書類に外国語文表記のものがある場合は、和訳文も提出してください。

8 変更、中止(廃止)の手続き

交付決定の通知を受けた後、補助事業の内容を変更(要綱第12条第1項に掲げる軽微な変更)に該当する場合を除く。)しようとするときは「変更交付申請」、補助事業を中止(廃止)しようとするときは「中止(廃止)承認申請」を行い、あらかじめ市の承認を受ける必要がありますので、必ず、事前に産業振興課まで連絡してください。

●必要書類

変更交付申請	①高松市新市場販路開拓事業補助金変更交付申請書(様式第7号)
	②変更後の事業実施計画書(様式第2号)
	③変更後の支出予算書(様式第3号)
	④変更後の内容を確認することのできる書類
	⑤その他市長が必要と認める書類
中止(廃止)承認申請	①高松市新市場販路開拓事業中止(廃止)承認申請書(様式第9号)

●提出方法

窓口持参、郵送又は電子メール

※電子メールの場合、受信可能なデータ容量は5MB以下となります。5MBを超過する場合は、あらかじめ産業振興課まで連絡してください。

留意事項

- ・交付決定額を増額変更することはできません。
- ・原則、事前相談の申込み後、出展する見本市等を変更することはできません。事前相談の申込み後、出展する見本市等を変更する場合は、産業振興課に連絡の上、一度、事前相談の申込みを取り下げて、再度、変更後の内容で事前相談の申込みを行ってください。交付決定後の場合は、中止(廃止)承認申請書(様式第9号)を提出し、再度、変更後の内容で事前相談の申込みを行ってください。なお、再度事前相談の申込みを行う際、既に申請が予算上限に達している場合は、再申込みを受け付けることはできません。